

<目次>

- 第9回消費者志向経営セミナー  
「施行直前 改正特定商取引法・改正割賦販売法の全て」のご案内
- 適格消費者団体交流会が開催されました。
- 臨時総会の開催について ○第1回定例記者会見を実施 ○新人事務局のご紹介

**第9回消費者志向経営セミナー  
「施行直前 改正特定商取引法・改正割賦販売法の全て」のご案内**

消機構日本では、事業者の消費者志向経営の促進に資するよう、時々の消費者問題や消費者政策の展開をテーマに、セミナーを開催しております。

今回は、改正特定商取引法と改正割賦販売法の施行（12月1日）を直前に控え、政省令も整いましたので、経済産業省から講師をお迎えし、改正の内容について詳しくお話しをうかがい、質疑の時間も確保する企画といたしました。また、同時に施行されます特定商取引法における適格消費者団体による差止請求に関する規定についても、どのような例が差止請求の対象となりうるのか、消費者機構日本より説明いたします。

政省令の内容もふまえて、改正の趣旨をいかした事業活動の展開をされることを期待し、下記要領で本セミナー開催いたしますのでご参加ください。

1. テーマ 改正特商法・割販法の施行について
2. 日時 2009年10月27日（火）13時00分～17時30分
3. 会場 主婦会館プラザエフ 7階 カトレア（東京都千代田区六番町15）
4. 規模 100名（先着順）
5. 参加対象 企業の法務担当者、お客様相談担当者の方々
6. 参加費 お一人1万円  
（消費者機構日本の会員のうち、団体正会員1団体につきお一人と、個人正会員・協力会員は、お一人5千円。※今回より賛助会員の皆様には、割引がございません。ご了承ください。）
7. 企画
  - 13時05分～15時05分（90分講演・30分質疑）  
「改正特定商取引法の施行について」 経済産業省 消費経済政策課 より
  - 15時05分～15時15分 休憩
  - 15時15分～17時15分（90分講演・30分質疑）  
「改正割賦販売法の施行について」 経済産業省 取引信用課 より
  - 17時15分～17時30分（15分報告）  
「消費者団体訴訟制度の新展開～特商法の差止請求権の活用について～」  
消費者機構日本より
8. 参加お申込みは、消費者機構日本事務局まで、ファックスかメールでご連絡ください  
いますようお願いいたします。（ファックス 03-5216-6077、メール webmaster@coj.gr.jp）

## 適格消費者団体交流会が開催されました。

8月29日、さいたま市浦和区の埼玉会館にて、適格消費者団体交流会が開催されました。適格消費者団体7団体に加え、適格消費者団体を目指している組織として、消費者支援ネット北海道、仙台・みやぎ消費者支援ネット、あいち消費者被害防止ネットワーク、消費者ネットおかやま、福岡消費者ネット、大分県消費者問題ネットワークの6団体からも参加がありました。また、会議の終盤には、内閣府ならびに公正取引委員会からも参加があり、総勢46名の交流会となりました。消費者機構日本からは、品川理事長、佐伯理事、唯根理事と事務局から磯辺、高田の5名が参加しました。

冒頭、今回の幹事団体である埼玉消費者被害をなくす会の伊藤専務理事から挨拶があった後、各団体から、前回の交流会（2009.2.7.）以降の活動状況について報告が行われました。それぞれの適格消費者団体が差止請求関係業務を確実にすすめている状況が報告されました。消費者機構日本からは、前回交流会以降にホームページで公表した事案7件と110番の概況ならびにこの間提出したパブリックコメントについて紹介しました。また、適格消費者団体の認定をめざして活動している団体においても、消費者支援ネット北海道、あいち消費者ネットワーク、消費者ネットおかやまで、それぞれ約款等の是正の取り組みがすすめられている状況が報告されました。

その後、幅広い消費者に支えられる組織となっていくための方策などについて意見交換がされました。

また、消費者団体訴訟制度に損害金等請求権を導入する政策要求について意見交換をしました。このテーマについては、消費者機構日本として、この間5回の損害賠償請求研究会を開催し、中間とりまとめ（案）を作成。その案について、民法や民事訴訟法の専門家にヒアリングを実施してきたことを報告しました。さらに、消費者機構日本では、全国消団連と共催で、消費者団体訴訟制度に関する学習会を開催する予定であること。その学習会では、現在の消費者団体訴訟制度とその制度が生んでいる成果を広く知らせるとともに、損害金等請求権の付与が少額多数被害の救済の為に不可欠であることをアピールしていくことを報告しました。また、日本弁護士連合会でも損害金等請求制度に関する議論がすすめられていることが紹介されました。このテーマについては、今後も適格消費者団体間での意見交換をすすめていくことや、損害金等請求権の必要性について広範な理解と共感を得ていく必要があることなどが話し合われました。

最後に、内閣府から、適格消費者団体の認定・監督の業務は、9月1日以降、消費者庁企画課が担当することになることなどの説明がありました。

また、次回（2010年2月）は、消費者機構日本が幹事団体となることが確認されています。

## 臨時総会の開催について

9月1日付けで、原早苗さんが消費者委員会事務局長に正式に就任されました。消費者委員会事務局長は、国家公務員であることから、兼職が禁止されています。そのため、当機構の常任理事を8月31日付けで辞任されました。原さんからは、道半ばでの辞任のようで残念だが、消費者権利の実現という同じ目的で仕事をしているので、今後ともよろしくという趣旨のご挨拶をいただいています。

以上のような事情から、後任の理事を補充選任するための臨時総会を開催いたします。今回の総会の議案は、役員の新補充選任の件だけですので、9月30日の理事会前に短時間で開催し、正会員の皆様には書面議決による参加をお願いしたいと思います。

正会員の皆様には別途正式にご案内させていただきます。

### 第1回定例記者説明会を開催しました。

テーマは「有料老人ホームの中途解約時の返戻金に関する規定の是正事例」

消費者機構日本の第1回定例記者説明会を、2009年8月7日（金）14時から、JR飯田橋駅に近接した東京都消費生活総合センターで開催しました。

当日は、読売新聞東京本社、朝日新聞社、毎日新聞社、共同通信社、時事通信社、日本消費者新聞社、日本消費経済新聞社の各社から、記者9名にご参加いただきました。

説明会では、初めに品川尚志消費者機構日本理事長から、挨拶と消費者機構日本の組織と活動についての紹介がありました。その後、今回の説明会の中心テーマである「有料老人ホームの中途解約時の返戻金に関する規定の是正事例」について、被害情報対応委員会副委員長の佐伯美智子理事と佐々木幸孝常任理事（弁護士）より報告されました。

この事例は、介護付有料老人ホーム「ベストライフ南浦和」の運用利用約款の「入居申込金」は返還しない旨の削除、「入居申込金（契約事務手数料）」の表示の是正、「入居一時金の返還表」を改めることについて、株式会社ベストライフに行った申入れ書に対し、同社から入居申込金制度の廃止し、入居一時金の返還率を均等数式に改訂するという、申入れ受け入れの回答があり、是正が実現したものです。

その後、2009年6月以降の公表事案として、不動産賃貸契約の原状回復費用に係る規定等の是正の件、ライフアップ（連鎖販売事業者）への質問と回答の公表の2件が、磯辺浩一事務局長より紹介されました。

翌日（8月8日）は、毎日新聞と読売新聞の朝刊で、それぞれベストライフの約款が是正されたことが報道されました。

消費者機構日本は、今回の説明会をスタートに、今後は四半期単位で、定期的にマスコミの消費者問題関連の記者の皆さんへの説明会を行う予定です。

### 新任事務局のご紹介

7月末日に退職しました町田正さんの後任として、9月1日付けで、**小倉健吾さん**が着任となりました。第1ワーキンググループを担当いたしますのでよろしくお願いいたします。